

オンブズマン徳島ネットワーク  
代表 大前 友良 殿

徳島県監査委員	矢 田 等
同	近 藤 光 男
同	井 関 佳穂理
同	岩 佐 義 弘
同	山 西 国 朗

### 徳島県職員措置請求について（通知）

令和元年8月29日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

#### 第1 請求の趣旨

農林水産政策課に関する措置請求の要旨

監督官庁としての阿南市農業委員会に対する法令遵守を求める。

##### 1. 請求の要旨

国県市は、監督官庁としての職務の中で、阿南市農業委員会で公文書偽造事件に対して、今だ偽造申請書類をそのまま、承認している。速やかに法令遵守の観点から、事件に係る偽造申請書類の取消しと、事件を起こした者の報酬金の返還及び、これら行為を容認又は黙認し認め印を押した者の辞任。更に任命および監督責任者の辞任を求める。

そのため、徳島県知事に対し別紙のとおり措置を求める。

（以上、原文のまま記載）

#### 別紙記載の求める措置（原文のまま抜粋）

- ・ 改ざん行為を確認した中、農地法申請で違法行為を確認した県は、直ちに農業委員会に対して、申請書（許可）の取り消しを求める。
- ・ 周辺の水質検査の実施と安全性の確保を求める。
- ・ 農業委員会の体制の見直しを求める。
- ・ 情報公開の改善を求める。
- ・ 上司役員の辞職を求める。
- ・ 逮捕された農業委員から年間約50万円（日当）の返還請求を求める。
- ・ 公文書偽造に関する責任者の辞職を求める。

## 第2 決定の理由

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずるべきことを請求できる制度であり、請求の対象は、具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

財務会計上の行為には、「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」の4種類があり、怠る事実には、「公金の賦課又は徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」の2種類がある。

本件請求についてみると、請求人は県に対し、監督官庁として阿南市農業委員会に対して、申請書（許可）の取消しや周辺の水質検査の実施と安全性の確保などの措置を求めているが、いずれも、県の財務会計上の行為又は怠る事実には当たらず、県に対する住民監査請求の対象とは認められない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。